

大口町介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の33第1項及び第115条の34第1項の規定並びに平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（以下「局長通知」という。）に基づき、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象事業者)

第2条 検査の対象となる事業者は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であり、かつ、そのすべての指定事業所が大口町に所在する介護サービス事業者（以下「検査対象事業者」という。）とする。

(検査体制)

第3条 町は、検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般検査 町は、業務管理体制の整備状況及び運営状況を確認するために定期的に実施するものとする。
- (2) 特別検査 町は、指定事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、実施するものとする。

(実施通知)

第5条 町長は、検査の実施に当たっては、一般検査実施通知書（様式第1）又は特別検査実施通知書（様式第2）により、検査対象事業者に対し、検査の実施を

通知するものとする。

(検査方法)

第6条 検査は、局長通知「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を踏まえ実施するものとする。

(報告)

第7条 検査担当職員は、検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について確認検査結果報告書（様式第3）による報告書を作成の上、検査担当課の責任者に対し報告するものとする。

2 検査担当職員は、立入検査終了後速やかに、その検査結果について立入検査結果報告書（様式第4）による報告書を作成の上、検査担当課の責任者に対し報告するものとする。

(検査会議)

第8条 前条第2項の規定による報告の内容を審議し、行政上の措置等について検討するための会議（以下「検査会議」という。）を設置するものとする。

(行政上の措置等)

第9条 前条の規定による検査会議の結果、次の各号に定める行政上の措置をとる場合には、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

(1) 勧告 法第115条の34第1項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、整備勧告通知書（様式第5）により、その是正を勧告することができる。

(2) 命令 法第115条の34第3項の規定に基づき勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく前号の定めによる勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、整備命令通知書（様式第6）により、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項第2号で規定する命令をする際は、介護サービス事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に定める弁明の機会を付与しなければならない。

- 3 第1項第1号の行政上の措置に係る対応については、期限を付して勧告事項改善報告書（様式第7）の提出を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項については、勧告事項改善報告書（様式第7号）に準じ改善報告書の提出を求めるものとする。
- 4 第1項第2号の行政上の措置に係る対応については、期限を付して命令事項改善報告書（様式第8）の提出を求めるものとする。
- 5 介護サービス事業者が第1項第2号の命令に違反したときは、命令違反報告書（様式第9）により、文書で愛知県知事に報告するものとする。

（特別な措置）

第10条 第4条第1号に定める一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

- 2 検査実施方法については、愛知県と連携し、命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第49号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第5条関係)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代表者名

様

大口町長

印

一般検査実施通知書

今般、貴社(法人)に係る業務管理体制一般検査を実施しますので、下記関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
- 2 提出書類
届出事項の内容について確認ができる書類
 - (1) 業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
 - (2) 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - (3) 業務が法令に適合することを確保するための規定の内容
 - (4) 業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容
- (注) 追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付(照会先を明記すること)
- 4 提出期限
年 月 日()必着
- 5 提出先
- 6 担当者

様式第2(第5条関係)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代表者名

様

大口町長

印

特別検査実施通知書

貴社(法人)に係る業務管理体制特別検査を実施しますので、通知します。

記

- 1 立入検査の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
- 2 立入検査の日時及び場所
年 月 日()会社(法人)本部(部)内
- 3 検査担当者
- 4 立入検査の内容
 - (1) 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役員)からの状況聴取)
 - (2) 指定事業所の不正事案に関すること。
- 5 準備する書類
 - (1) 届出事項の内容について確認ができる書類
 - ア 業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
 - イ 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ウ 業務が法令に適合することを確保するための規定の内容
 - エ 業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容
 - (2) 不正事案発生の指定事業所に関するもの

(注) 準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様式第3(第7条関係)

確認検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者名	

〈報告概要〉

届出状況	運用状況	今後の対応方針(改善事項)

様式第4(第7条関係)

立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者	

〈報告概要〉

検査結果の総評	今後の対応方針	改善勧告
		○ する ○ しない

1 不正事案に対する組織的関与について

事実確認の内容	組織的な関与に至った原因	事業者(役員等)の認識

2 業務管理体制について

現状の確認(具体的な運用状況)	問題点(改善を要する事項)	事業者(役員等)の理解・認識
1 届出事項の内容		
2 業務管理体制		
① 方針の策定		
② 内部規程・組織体制の整備		
③ 評価・改善活動		

様式第5(第9条関係)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代表者名

様

大口町長

印

整備勧告通知書

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という)第115条の33第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の39第1号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 年 月 日

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問すること等があります。

〈問い合わせ先〉

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に大口町長に対し異議申立てをすることができます。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分のあったことを知った日(当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)から6か月以内(この決定があった日から1年を経過したとき及び当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から1年を経過したときを除く。)に、大口町長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6(第9条関係)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代表者名

様

大口町長

印

整備命令通知書

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という)第115条の34第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限 年 月 日
- 4 改善報告書の提出
 - (1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。
 - (2) 提出期限 年 月 日

〈問い合わせ先〉

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に大口町長に対し異議申立てをすることができます。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分のあったことを知った日(当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)から6か月以内(この決定があった日から1年を経過したとき及び当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から1年を経過したときを除く。)に、大口町長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7(第9条関係)

勧告事項改善報告書

年 月 日

大口町長 様

住 所
法人名
代表者名

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、次の
とおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果(具体的に記入)	備考

備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、
改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

様式第8(第9条関係)

命令事項改善報告書

年 月 日

大口町長 様

住 所
法 人 名
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次の
とおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果(具体的に記入)	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

様式第9（第9条関係）

第 号
年 月 日

愛知県知事

様

大口町長

印

命令違反報告書

標記について、下記の事業所の命令違反について報告します。

記

- 1 事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 違反の内容
年 月 日付け 第 号による命令の違反
- 3 その他